

## 墨田区社会福祉法人連絡会（仮称）準備会幹事会 議事録

日時	平成 30 年 10 月 31 日（水）午前 10 時 5 分～11 時 51 分	
場所	墨田区社会福祉協議会（墨田区東向島 2-17-14 すみだボランティアセンター）	
議題	社会福祉法人連絡会規約案、事業計画案、予算案、役員案、設立趣意書案について	
出席者 (敬称略)	法人名	役職
	雲柱社	理事長
	興望館	常務理事
	墨田区社会福祉事業団	総務課長
	賛育会	総務部長
	同愛記念病院財団	事務局長
	みんなのうちに	理事長
	墨田区社会福祉協議会	会長
	氏名	氏名
	服部 榮	
	野原 健治	
	荒光 勝巳	
	山本 雅美	
	三井 光義	
	西村 孝幸	
	西原 文隆	
欠席者 (敬称略)	法人名	
	爲宝会	

内容

1. 墨田区社会福祉協議会 西原会長挨拶

2. 協議事項 司会進行：墨田区社会福祉協議会 西原会長

(1) 規約案について

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

ただいまから墨田区社会福祉法人連絡会（仮称）準備会幹事会をはじめさせていただきます。先の準備会で、この幹事会の設置について、ご決定をいただきました。

この幹事会は連絡会の規約、事業計画、予算、役員、設立趣意書のそれぞれの案について、ご協議いただくために開催させていただきました。

それでははじめに規約案についてご協議願います。事務局長から説明をいたさせます。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

～社会福祉法人連絡会（仮称）規約案について説明～

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、ただいまの説明を踏まえ、ご発言があればお願いします。

<同愛記念病院財団 三井様>

会議と総会と全体会など団体により表記が違うが、どのような位置づけですか。また、開催回数や会費の金額等も決めないといけないですね。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

総会、全体会は意味合いとしては同じ位置づけであり、目的に賛同し加入を希望する法人が全員集まって議論する場という考え方です。会費の金額については、後で予算案のときにご協議いただければと思います。通常、規約に金額を明記すると拘束されてしまうので、具体的な金額を定めることはせず、「会費の額は別に定める」といった表現をしたらいいのではないかと考えています。仮に会費を集めるとしたらどういう目的で、何に使用するのか、金額はどうするのか、という話になると思いますので、今後の事業をどうするかということを踏まえて具体化していくこととなります。

<みんなのおうち 西村様>

目的については、他の自治体も同じような内容ですね。会員については、社会福祉法人のみと限定する自治体もあれば、社会福祉法人等などと社会福祉法人に限定しない自治

体があるが、どちらにするか検討する必要があると思います。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

基本的には社会福祉法人連絡会という名称ですので、社会福祉法人に限定することいいと思います。

また、区内に本部がある法人とすると明確にしている自治体もありますが、特に限定する必要はないのではないかと思います。本部は区内にないがこうした会に参加している法人もありますし、区内で活動しているということで、一定の縛りをかけるということいいと思います。

<みんなのおうち 西村様>

会員のところはこれで整理できますね。目的に賛同し加入を希望する、区内で活動する社会福祉法人とする、といった内容でいいですね。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

規約についてご議論いただくにあたりましては、他の規約等をご覧くださいますと、その他の項目「この会則に定めのない事項については会長が別に定める」は必ず入れるべき項目であり、事業年度についても、予算の関係もあり年度で区切りを付けることが必要と思います。それから、事務局については多くの自治体が「社会福祉協議会に置く」としていますので、あえて別の法人にしなくていいのではないかと思います。

先ほど三井委員より話がありました、会費の件についてですが、将来的に連携して事業を行う場合を考慮したら、一定の財源を確保することは必要になってくると思われます。将来的に会費を徴収するという余地を残すために、一定の表記は残しておくべきであるのではないかと思います。

こういった内容はある程度規約に入れていいと思います。議論していただく項目としては、事業、総会、役員の数等が重要になってくると思いますので、そのところを主に議論していただければと思います。

<墨田区厚生課 笠川係長>

連絡会の役員というところで、監事を明確にしているところと、そうでないところがあります。連絡会の会計や事業を監査する立場でありますので、監事についても皆さんで議論されたほうがいいと思いました。

<みんなのおうち 西村様>

連絡会の形としては、総会を年に1、2回開催し、連絡会の運営を監査する監事は置いたほうがいいのではないかと思います。また、連絡会の運営や実務的なことを行う役員、

幹事を設置するのであれば、定期的な役員会を開催し、事業案や計画などを議論する必要があると思います。

<同愛記念病院財団 三井様>

あとは、連絡会役員の組織図があると分かりやすいですし、必要であると思います。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

組織図のことですが、足立区の例ですと連絡会というのは社会福祉法人連絡会のことであり、これが情報交換や公益事業を行うための会議体となります。これを運営していくために構成員全体で作るのが総会です。総会を運営するための準備等を行うのが、役員会や幹事会とご理解いただければと思います。

会員については、先ほどご発言がありましたように、目的に賛同することが絶対的条件として、規約に明記する必要があると思います。

また、笠川係長からご指摘があった監事についてですが、予算を伴うことになりまので、監査の役割として監事は必要であると思います。

<みんなののうち 西村様>

役員としては、会長が1名、副会長が2名、監事1名が最低限必要であると思います。

<雲柱社 服部様>

どのくらいの数の法人が加入するか分かりませんが、その数によって、役員の数を検討するべきだと思います。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

今後、会員を募集したときにどのくらいの法人が加入してくれるのかにより、役員の数を検討していかないといけないかもしれません。

<賛育会 山本様>

これまでの話し合いで、この連絡会のスタンスとしては墨田区内にある全部の社会福祉法人の加入を目指しているんですね。そうであれば、高齢、障害、児童各分野の方たちを役員に選出したほうがいいのではないかと思います。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

現在、区内で活動しています社会福祉法人は全部で29法人ありますが、本連絡会の目的に賛同された法人が会員となります。幹事会、役員会といった運営の準備等を行う会議体には、さまざまな福祉分野の方に入っていただくのが望ましいと思いますが、それを規

約の中で明記するかどうかは検討事項であると思います。

<賛育会 山本様>

目的、役割の一つに広報があると思います。社会福祉法人とはどのような法人なのか、外部の人が分かるように周知や広報をしたほうがいいのではないかと思います。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

他の自治体の規約等では事業のところで周知、広報といった表現をしている例が多くなっています。

<同愛記念病院財団 三井様>

役員のところ、自治体により「会長」と「代表幹事」と表現の仕方が違うが、どういった意図で表現が違うのですか。

<墨田区厚生課 笠川係長>

先ほど、分野別に役員を選出したほうが良いとのご意見が出ていましたが、区内にある向島生活館という法人は、高齢、障害、児童の3つの分野に属さない形態の法人です。その他の形態の法人にも、ご配慮いただくようにお願いします。

<みんなのおうち 西村様>

基本的には、さまざまな分野の方に、役員になっていただくことが望ましいと思います。それを規約に文言として明記することは難しいのかと思いますが、施設の形態や分野を超えて地域の課題を把握することが、重要であると思います。

また、「会長」、「代表幹事」という表現についてですが、個々の組織の代表が代表幹事で、組織的に運営するときの代表は会長と表記するのではないかという印象があります。自治体により表記する意図があるのだと思いますが、対外的に見たとき、連絡会の代表は会長のほうが分かりやすいと思います。

<墨田区厚生課 笠川係長>

どちらかというと、代表幹事は各分野の持ち回りの代表という印象です。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

個々の組織を代表する会議体の代表は、代表幹事であるかと思いますが、連絡会という組織体に着目すれば、会長のほうが一般的ではないかと思います。

またよろしければ、役員の数もお決めいただければと思います。

<同愛記念病院財団 三井様>

連絡会の役員構成については、はじめはシンプルのほうが良いと思います。西東京市のように会長1名、副会長2名、監事1名が良いかと思います。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、連絡会の代表は「会長」と明記し、役員数は会長1名、副会長2名、監事1名でよろしいでしょうか。

<雲柱社 服部様>

副会長は1名でも良いと思いますが、どうでしょうか。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

他自治体の規約等を見ても、副会長が複数人いるところがほとんどです。

<社会福祉事業団 荒光様>

副会長の役回りとしては、会長の不測の事態に対応するという意味合いなので、副会長は少なくてもいいのではないかと思います。

<みんなのおうち 西村様>

皆さん事業をお持ちの方が役員をやられるわけですので、不測の事態を考え副会長は2名いたほうが良いと思います。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、会長1名、副会長2名、監事1名でよろしいでしょうか。

(賛成多数)

役員人数についてはこれで決定とします。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

規約案についてご協議いただきましたが、ここである程度案として取りまとめをして、準備会へ返すのか、それとも今の議論をふまえて案を作り、もう一度この場で議論するかということになるのですが、皆さんもお忙しいと思いますので、事務局のほうで本日議論された内容で改めて案を作成し、準備会で協議していただくということでいかがでしょうか。

この幹事会は前回の準備会において、規約や事業計画や予算等を検討するための場として設置をされました。ですので、ここである程度案を取りまとめいただいて準備会へ返すことが必要となります。なお、規約や事業計画について最終決定するのは総会になり

ます。あくまで今日は、幹事会としての案をまとめ、それを準備会に返して準備会としての案をまとめ、最終的に総会にて決定するという流れとなります。

<雲柱社 服部様>

総会のメンバーは、墨田区の社会福祉法人すべてですか。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

連絡会の主旨に賛同し加入するという法人が総会のメンバーとなります。

先ほどの規約案のことについてですが、準備会にてご協議いただくことでよろしいですか。

(賛成多数)

(2) 事業計画案について

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

次に事業計画案についてご協議願います。事務局長からご説明いたさせます。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

～社会福祉法人連絡会（仮称）平成 31 年度事業計画案について説明～

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、ただいまの説明を踏まえ、ご発言があればお願いします。

<興望館 野原様>

社会福祉法人連絡会の設立については、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の中に組み込まれているのですか。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

第 3 次墨田区地域福祉活動計画の中に、社会福祉法人間の連携促進があり、そこに社会福祉法人連絡会の設置についてふれています。

<興望館 野原様>

この連絡会がどのような主旨で、どのような位置づけなのかをお聞きしたい。この事業計画の中には地域福祉という言葉が出てこないですね。同じ意味合いの文言は入っていますが、結局この活動は何をやるのが焦点になってくると思います。あと、だれが、どこが社協と連携して連絡会の活動をするのでしょうか。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

社協との連携というよりも、社会福祉協議会も一つのメンバーとして活動するという考え方です。しかし、事務局としての機能は社会福祉協議会が担うことを考えています。

<雲柱社 服部様>

「1 会員法人のネットワークづくりと情報交換・情報共有」の三番目の項目で「不審者情報、高齢者の行方不明情報の共有の仕組みづくりの検討」とあります。全体的にこれだけ内容が突出してますが、これは事業計画に必要ですか。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

今までの議論の中で具体的にこういった話が出ておりましたので、事業計画の案に例示として表現させていただきました。ご指摘の通り若干この文言だけ具体的でありますので、削除することも考えられます。また、野原委員からお話があった「地域福祉」の単語を入れたほうが良いということであれば、加えることは可能ですし、こういった意見を踏まえて修正させていただきたいと思います。

<みんなのおうち 西村様>

この事業計画案は、これまでの議論を踏まえて、このような内容が抽出されたということですよ。なかにはハードルの高いものもありますが、こういった課題認識を持って進めていこうと事業計画に落とし込んだのであれば、「不審者情報、高齢者の行方不明情報の共有の仕組みづくりの検討」は「2 法人間の連携による地域公益活動」の項目に入れたほうが良いと思います。

<興望館 野原様>

今社会福祉法人に求められていることとして、地域公益活動がありますが、まず各法人が活動内容を考えることが必要だと思います。この法人でしかこの活動はできないといった公益活動の内容を検討し、発信していかななくてはならないと思います。

<雲柱社 服部様>

施設間の情報交換・共有等の問題も含めて、問題解決に向け法人同士が連携することが大切だと思います。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

お話があったように、この連絡会の一番の目的は各法人が連携し、どのような公益活動ができるかということだと思っています。まず、各法人がどのように考えているかと



いうことから協議しつつ、今後具体的に取り組んでいけることを模索していただくということが必要になってくると思います。ただこれはあくまで事業計画案ですので、これまで協議してきた中で出てきた事業をとりあえず入れ込んでいます。ですので、必ずしもこの案に縛られるということではなく、それ以外の事業があってもいいと思います。それを踏まえて、この案をベースにご協議いただければと思います。

<同愛記念病院財団 三井様>

総会の開催や、役員会の開催は最後に記載したほうがいいと思います。また、中項目の中に、「地域のニーズを把握する」を入れたほうがいいと思います。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

総会の開催、役員会の開催の記載は、一番最後に入れていいと思います。また、地域のニーズを把握することはとても大切なことですので、その内容も記載したほうが良いと思います。一法人ではできないことも複数の法人が連携することによりできることが増えるのではないのでしょうか。

(3) 予算案について

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

次に予算案についてご協議願います。事務局長からご説明いたさせます。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

～社会福祉法人連絡会（仮称）平成 31 年度予算案について説明～

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、ただいまの説明を踏まえ、ご発言があればお願いします。

<雲柱社 服部様>

会費は徴収したほうがいいと思います。

<同愛記念病院財団 三井様>

規約案にも会費を徴収することができると明記しているため、予算案の中にも項目欄ではなく、欄外に一文入れておいたほうが良いと思います。規約に載せるのであれば、同じ文言を予算案にも入れたほうが会員になる法人に分かりやすいと思います。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

予算は収入支出イコールにしないといけませんので、金額は明記できませんが、協議の

結果皆さんが明記したほうが良いということであれば、欄外に注意書きとして入れさせていただきます。

<雲柱社 服部様>

今後連絡会にて公益事業を行うと決まったら、予算は必要になってくるため、会費を徴収することを明確にしたほうが問題が起きないのではないのでしょうか。

<同愛記念病院財団 三井様>

会費を集める前提にしておいたほうがいいと思います。後から追加や変更となると、それこそ議論になると思います。

会費を徴収することにより29法人の中で加入しない法人が出てくるかもしれませんが、そうなるとう何か対応を検討しないとイケないですね。

<興望館 野原様>

公益活動の内容が明確になり、各法人が連絡会の必要性を感じれば、会費は集まると思います。会員となり交流をはかることでお互いに学び、情報共有することで助けあうことができると思います。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、予算案にも会費の徴収の一文を入れるということによろしいですか。

(賛成多数)

(4) 役員案について

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

次に役員案についてご協議願います。事務局長からご説明いたさせます。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

～社会福祉法人連絡会（仮称）役員案について説明～

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、ただいまの説明を踏まえ、ご発言があればお願いします。事務局は社協が引き続き行いますので、できれば皆様の中から会長、副会長、監事を選出していただければ大変ありがたいと思います。

<雲柱社 服部様>

西原会長は、会長にはなれない決まり等ありますか。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

できないことはないですが、あくまで事務局としてお手伝いさせていただきたい。ぜひ皆様の中からお決めいただけたらありがたいです。

<雲柱社 服部様>

私どもの法人は本部が墨田区にありませんので、役員となるのは難しいです。申し訳ありません。

<みんなのおうち 西村様>

先ほどの話で、さまざまな分野の法人から役員を選出するほうがいいとの話がありましたよね。

<興望館 野原様>

高齢分野でいうと、賛育会、同愛記念病院財団はどうですか。

<みんなのおうち 西村様>

準備会からリードしていただいているのが社協ですので、連絡会の会長は西原会長にお願いするのがいいのではないかと思います。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

連絡会は社協が設置する会ではありませんので、地域で活躍している皆様にご尽力いただきたい。仮に役員になるとしたら私は副会長のほうが据わりがいいのではないですか。

他の自治体の役員体制はどうですか。

<墨田区社会福祉協議会 山田事務局次長>

特別区の中では、社協が会長となっているのは2区だけです。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

準備会からご尽力いただいています、本日参加されている法人の中から決めていただいたほうがいいと思いますし、大変ありがたいです。

監事であればやっていただける方はいらっしゃいますか。

<同愛記念病院財団 三井様>

監事となることについて、法人理事会にて検討し改めて返答させていただいてもよろしいでしょうか。

<興望館 野原様>

あと高齢分野で、賛育会が副会長になるのはどうでしょうか。

<賛育会 山本様>

今ここでは返答できませんので、法人内で検討させていただきまして、あらためて返答させていただきます。

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

野原委員、西村委員はどうでしょうか。

後ほどご相談させていただきたいと思います。また、役員候補にならなかった委員の方も今後ご相談させていただくことも多々あると思いますので、よろしく願いいたします。

(5) 設立趣意書案について

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

次に設立趣意書案についてご協議願います。事務局長からご説明いたさせます。

<墨田区社会福祉協議会 栗田事務局長>

～社会福祉法人連絡会（仮称）設立趣意書案について説明～

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、ただいまの説明を踏まえ、ご発言があればお願いします。

(発言無し)

<墨田区社会福祉協議会 西原会長>

それでは、ただいまの説明どおり、ご了承願えればと思います。

なお、この後の予定ですが、準備会にこの幹事会としての案をお示しし、改めてそれぞれについて、準備会での案として決定をしていただくこととなります。

なお設立趣意書については、準備会での決定を得て、区内の各社会福祉法人に発送させていただくこととなりますが、その他につきましては、最終的に決定をしていただくのは、設立総会となりますので、ご承知おき願います。

また、次回の準備会についてですが、これらの案のほか、設立総会の開催内容、開催日、場所についてご協議願うこととし、12月ごろに開催をさせていただきたいと考えております。具体的な日程については、改めて皆様とも調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日ご協議いただくのは以上です。他に何かありますでしょうか。  
特に無いようですので、以上で本日の社会福祉法人連絡会（仮称）準備会幹事会を閉  
会します。

本日は誠にありがとうございました。

次回準備会開催予定：12月頃（後日改めてご連絡いたします。）

次回準備会の予定：[議題] 幹事会で検討した規約、役員、事業計画、予算案の承認。  
設立趣意書の決定。設立総会開催内容、開催日、場所の決定。

作成者： 墨田区社会福祉協議会 澤 沙紀